

5 對 疫 症 防 疫 事 業 助 成

同 仁 會 防 疫 事 業 部

H-0 2 5 0

0299



文化事業部

第二課

助成申請書

法財人同 仁 會

大正副領事

Handwritten signature

米内山領事

第二課



今次支那事變ニ依ル支那各方面ニ於ケル防疫事業ニ付テハ一日モ之ヲ放任シ得サル現況ニ鑑ミ之カ對策ニ關シテハ現地各方面ニ於テ百方御配慮中ト存候モ之カ實施ハ一日モ遷延ヲ許ササル焦眉ノ急務ナルヲ以テ差當リ中支方面ニ一班ヲ派遣シ之カ防疫救濟事業ノ施設ニ着手セントスルニ所要經費ニ多額ヲ要スルコトナリタルニ付テハ右應急實施費トシテ金拾萬圓也別紙内譯ノ通り助成方至急御詮議相成度此段申請候也

昭和十三年三月十九日

臨時對支防疫事業部 代表者 田邊文四郎



外務大臣 廣田弘毅殿

H-0250

0300

派遣防疫班所要費
一金拾萬圓也

内譯

一器械類 七、〇〇〇円〇〇銭

品名	数量	單價	金額	摘要
顕微鏡	四	五〇〇〇	二〇〇〇〇	木炭用
乾熱滅菌器	四	三〇〇	一四八〇〇	
孵卵器	四	一一〇〇	四四八〇〇	
高压滅菌器	四	二七〇〇	一〇八〇〇	
熱氣消毒器	四	一五五〇	六二〇〇	シムルブツレ
遠心沈澱器	四	五五〇〇	二二〇〇〇	
電気変圧器	二	三三〇〇	六八〇〇	
レコード注射器	二	四〇五	八一〇	五種組
ツルクリン注射器	二	六二〇	一二四〇	
小試験台	六	二一〇	一二六〇	金屬製
漏斗台	二	一四〇	二八〇	木製
同	二	六〇	一二〇	硝子製
酒精燈	四	六〇	二四〇	
石油焜爐	二	一二〇	二四〇	
試験管台	四	三三〇	一三六〇	
煮沸消毒器	二	一四〇〇	二八〇〇	木炭用
消毒品把持鉗子	二	一四五	二九〇〇	
ミクروسコープ用 細菌試験用具	二	八七五	一七五〇	
ニクロム線	二	四〇	八〇〇	
財團法人 同 仁 會				



寒天粉末	三〇	四四〇	一三二〇
葡萄糖	五	二八五	九二〇
パフトレ	一〇	一一八五	二八五〇
酒精	二〇	一一二〇	二四〇〇
赤痢ワクチン ^三 号	二〇	三六〇	七二〇〇
赤痢ワクチン ^一 号	二〇	三六〇	七二〇〇
チフテリア予防液 ^二 号	四〇	一六〇	五四〇〇
チフテリア予防液 ^一 号	六〇	四〇〇	二四〇〇
狂犬病ワクチン	一〇〇	一〇四	一〇四〇〇
チフテリア血清 ^三 号	一〇〇	二〇八	二〇八〇〇
チフテリア血清 ^二 号	一〇〇	三四七	三四七〇〇
チフテリア血清 ^一 号	五〇	一八〇	一八〇〇〇
経口赤痢ワクチン ^三 号	五〇	三六〇	一八〇〇〇
経口赤痢ワクチン ^二 号	五〇	三六〇	一八〇〇〇
経口赤痢ワクチン ^一 号	五〇	三六〇	一八〇〇〇
ペストワクチン	五〇	八〇	四〇〇〇
ナルコホンヌコホロミン ^二 号	一〇	八〇〇	八〇〇〇
ナルコホンヌコホロミン ^一 号	一〇	八〇〇	八〇〇〇
百日咳ワクチン ^五 号	二〇	四〇	八〇〇〇
百日咳ワクチン ^四 号	二〇	四〇	八〇〇〇
百日咳ワクチン ^三 号	二〇	四〇	八〇〇〇
百日咳ワクチン ^二 号	二〇	四〇	八〇〇〇
百日咳ワクチン ^一 号	二〇	四〇	八〇〇〇
破傷風予防液 ^一 号	一〇	二四	二四〇〇
破傷風予防液 ^二 号	一〇	二四	二四〇〇
破傷風予防液 ^三 号	一〇	二四	二四〇〇
破傷風予防液 ^四 号	一〇	二四	二四〇〇
破傷風予防液 ^五 号	一〇	二四	二四〇〇
テタヌス血清 ^一 号	二〇	八〇	一六〇〇
テタヌス血清 ^二 号	二〇	八〇	一六〇〇
テタヌス血清 ^三 号	二〇	八〇	一六〇〇
テタヌス血清 ^四 号	二〇	八〇	一六〇〇
テタヌス血清 ^五 号	二〇	八〇	一六〇〇
菌型	二〇	八〇	一六〇〇
ホドキン錠	五〇	三八	一九〇〇
ゼラチン	二〇	二八〇	五六〇〇
脾脱疽血清	七	三二〇	二二四〇
メーケルリド	二	四五	九〇

財団法人 同仁會

H-0250

0303

(2)

助成申請書

財団法人 同仁會

今次支那事變ニ依ル支那各方面ニ於ケル防疫事業ニ付テハ一日モ之ヲ放任シ得サル現況ニ鑑ミ之カ對策ニ關シテハ現地各方面ニ於テ百方御配慮中ト存候モ之カ實施ハ一日モ遷延ヲ許ササル焦眉ノ急務ナルヲ以テ差當リ中支方面ニ一班ヲ派遣シ之カ防疫救濟事業ノ施設ニ着手セントスルニ所要經費ニ多額ヲ要スルコトナリタルニ付テハ右應急實施費トシテ金拾萬圓也別紙内譯ノ通り助成方至急御詮議相成度此段申請候也

昭和十三年三月十五日

臨時對支防疫事業部 代表者 田邊文四郎



外務大臣 廣田弘毅殿

H-0250

0305

要綴込

(美濃半截野紙)

文化事務部長

第一課長

岩内山領事

防疫事業及診療施設
経費支出ノ件

62
本件両者トモ現状ノ以テ
本年未迄ニ冬百万圓合計
二百万圓位ノ不足ヲ生ズル見込
ナシトシ 而シテ文化行政会計ニ
算出限去年六百万圓ノ制限
下ニ本件所支経費ノ者
知事会計ヲ檢査スル事ノ可成リ

岩内山領事
務省

MAY261938

(二)

依り一級会計ノ第二課
俸金支給ノ事トシテ会計
課長ト打合情。
至多準備ヲ進ムル
トス
以上

(美濃半截野紙)

外務省

(19, 12)

H-0250

次官

會計課長

昭和十三年三月十九日起案
昭和十三年三月二十九日決裁

第一課長

第二課長

文化事業部長

中支方面ニ於ケル防疫事業助成ニ關スル高裁案

今次事變ニ依ル支那各方面ニ於ケル現状ニ鑑ミ防疫事業ノ實施ハ焦眉ノ急ト認メラルルヲ以テ外務省ニ於テモ軍部當局トモ協議連絡シ北京、上海方面ニ夫々防疫機關ヲ設ケ防疫ニ關スル調査、研究竝ニ防疫藥品ノ製造其ノ他ノ事業ニ從事セシムル方針ヲ決定シ以テ之カ對策ニ萬遺憾ナキヲ期シ居ル次第ナル處今般臨時對支防疫事業部ニ於テハ支那ニ於テ防疫事業ヲ實施スル目的ヲ以テ不取敢一班ヲ中支方面ニ派遣致度之カ所要經費トシテ別紙内譯ノ通金拾萬圓也助成ア

收
13.4.2
濟

外務省

リ度旨該臨時對支防疫事業部代表者田邊文四郎ヨリ申請アリタリ右防疫事業實施ハ前述ノ如ク現下ノ最モ緊急タル事業ニシテ對支文化事業トシテ極メテ有意義ト被認ヲ以テ昭和十二年度對支文化事業特別會計事業費ノ項助成費ノ目ヨリ金拾萬圓也ヲ支出シ前記臨時對支防疫事業部代表者田邊文四郎ニ交付スルコトト致度

右仰高裁

外務省

指 令 書

臨時對支防疫事業部

代表者 田 邊 文 四 郎

第一條 今次事變ニ依ル支那各方面ニ於ケル防疫事業助成ノ爲メ金拾萬圓也ヲ昭和十二年度ニ於テ交付ス

第二條 本交付金ノ收支ハ出納簿ニ記帳シ證憑書其ノ他收支ノ事實ヲ證明スル一切ノ書類ヲ整理保存シ置クヘシ

第三條 本事業ニ對スル收支計算書並ニ事業概況報告書ハ年度終了后遲滞ナク提出スルヲ要ス

第四條 本交付金ヲ以テ購入シタル物品ノ保管及處分ニ關シテ別ニ指示スヘキニ付^{（備忘録）}帳臺帳ヲ作成シ品目數量及其ノ所在ヲ明カナラシメ置クヘシ

第五條 本大臣ハ官吏等ヲ派遣シ經理ニ關スル検査ヲ爲サシムルコ

外 務 省

13.1

トアルヘシ

第六條 本事業ノ目的ヲ達シ能ハスト認ムル時ハ事業ヲ中止セシメ既ニ交付シタル助成金ノ返納ヲ命スルコトアルヘシ

昭和十三年三月二十一日

外務大臣 廣 田 弘 毅

外 務 省

13.1

H-0250

0300

發信用 執務用		川口領事		第二課長		文化		文書課長	
主信		甲		18.4	原	主	文化事業部長	文書課發送	昭和十三年四月
附		乙				管	普通部 第三十三號	昭和十三年三月	貳日發送済
屬		丙				任	第一課長	正校(原稿)	淨書
備考	42	丁				附	蜂谷文化事業部長	昭和十三年三月	日起草
				名 件		名 人 信 受		名 件 録 記	
				中支方面ニ於ケル防疫事業助成ニ関スル件		神田巳神保町ニ一〇 法人同人會内 臨時防疫事業部 代表者 田邊文四郎		蜂谷文化事業部長	
				署ニ御申請ノ中支方面ニ於ケル防疫事業ニ付シ昭 和十二年分ニ於テ金拾萬円也ヲ助成スルコトニ 相成リ茲ニ指令書一通同封及送付ニ付右ニ					
公 信 案		外 務 省		公 信 案		外 務 省		別紙	

別紙指令書字一通作成添送ノコト

請書 請書並同封及送付ニ付

御作成ノ上御提出相成ニ付段申進ス

訂正 請書註助成金交付請求書別紙雜型

昭和十二年三月二十日

文化事業部第二課長

急

會計課長

會計課長殿

収入支出掛

臨時対支防疫事業部昭和十二年度助成金左記、
通支出力取計相成度

検査掛

出納掛

13.4.2

課

金

額金 於萬圓也

要再回

文化事業部

受取人當地拂

一、昭和十二年度對支文化事業費ノ項 助成費ノ目

東京市神田区神保町三丁目十番地同仁會内

臨時対支防疫事業部

代表者 田邊文四郎役

12.3.21

12.3.21

請 求 書

一金拾萬圓也

但中支方面防疫救濟應急實施費

右及請求候也

昭和十三年三月二十五日

臨時對支防疫事業部

代表者 田邊文四郎

外務大臣 廣田弘毅 殿

H-0250

0311

請書

昭和十三年三月二十日付御指令相成候中支方面防疫事業ニ關スル
御命令事項

右御請候也

昭和十三年三月二十五日

臨時對支防疫事業部

代表者 田邊文四郎



外務大臣 廣田弘毅 殿

H-0250

0312

臨時防疫研究所設置費豫算説明書

北支事體ノ重大ナル變化ニ鑑ミ同地方ニ於ケル日本軍及日本居留民ノ保健上並ニ日本ト北支トノ交通往來頻繁トナルニ伴ヒ日本内地ニ對スル關係上北支ニ於ケル防疫事業ノ重要ナルコトハ明カナリ
且北支ニ於ケル軍側關係並ニ日本居留民ノ發展ニ伴ヒ同地方ニ於ケル防疫事業ハ必スシモ支那側施設ニノミ委シ得ス旁々支那ニ於ケル我カ方ノ文化的事業トシテ日支提携ノ一助トモ爲スヘキ目的ヲ以テ北京ニ防疫研究所ヲ設立シ現地支那側トモ聯絡ノ上北支各地方ニ於ケル防疫ニ關スル調査研究、北支日支人ニ對スル防疫ノ實行並防疫藥品ノ整造等ニ從事セシメントスルモノナリ
本件事業趣意書及豫算案内容別紙ノ通り

綴
込



(昭和十二年十月二十九日)

北支防疫事業ニ就テ

日支事變後北支五省ハ果シテ如何ナルトコロニ落着クヘキカハ豫斷ヲ許サストスルモ我方トシテハ日支事變發生ノ由來並其ノ多大ナル犠牲ニモ鑑ミ之ヲ從來ノ形體ニ還元スルコトハ斷然不可ニシテ結局事實上南京政府ノ統制ヲ離レ日支親善ノ上ニ一步ヲ進メ得ル適當ナル政治形體ノ下ニ收拾セラルヘキモノトスソノ必然ノ結果トシテ本邦居留民ノ増加並日支人ノ本邦北支間ノ往來従前ニ比シ極メテ増加スヘキコトヲ豫想セラル右ノ如ク北支政治情勢ノ變化並北支各地ニ於ケル衛生狀態ノ不良、防疫ノ不完全ナルニモ顧ミ旁々本邦内地防疫ノ前線地帯トシテ見テモ北支ニ於ケル防疫事業ノ極メテ必要ナルコトハ認メラルヘシ

防疫事業ハ元來衛生行政ニ屬スルモノナルヲ以テ國內行政機關ニ於テ之ニ當ルヘキモノトス從テ北支地方ニ於テモ防疫事業ノ主體ハ北支政權行政機關タルヘキモノニシテ我方ハ之ヲ援助スル主旨ノ下ニ活動スルコトヲ至當トス只ダ北支政權ト我方トノ特別ナル關係並支那側衛生施設ノ現狀ニ鑑ミ事實上我方指導ノ下ニ日支協力シテ之ニ當ルヲ適當トスヘシ

北支防疫事業トシテハ恒久的防疫機關及防疫研究所等ヲ設ケ一ノ行政施設トシテ之ヲ實施スヘキモノナルハ勿論ナルモ北支事體ノ現狀ニ鑑ミ直ニ恒久的施設ヲ確定的ニ決定スルコトハ時期尙早ノ感ナキ能ハス現地ノ疫病流行狀況並其ノ他ノ衛生狀態ニ照シテ果シテ如何ナル施設ヲ爲スコトカ妥當ナルカラ詳細調査研究シ其ノ上恒久的機關設立ノ立案ヲ爲スヲ順序トスヘシ故ニ北支現狀ニ鑑ミ其ノ防疫事業トシテハ左ノ二點ヲ考慮スルコトヲ得ヘシ

一、北支防疫事業ニ關スル調査研究

右調査研究ト併行シテ隨時必要ニ應シテ一般民衆ニ對スル防疫救護ヲナスコト

ニ防疫施設ノ實施

前項調査研究ノ結果ニ基ツキ恒久的防疫施設ヲ實行スルコト
右ノ如ク對支防疫事業ヲ實行スル爲ニハ

第一ニ我方専門家ヲ以テ支那防疫班ヲ組織シ之ヲ出來得ル限り速ニ
現地ニ派遣シ防疫一切ニ關スル調査研究ヲ爲スト共ニ必要ニ應シテ
現地防疫救護ヲ爲シ其ノ調査研究ノ結果ニツキ調査報告書並之ニ基
ツク將來ノ防疫施設ニ關スル意見書ヲ提出セシムルコトヲ必要トシ
該防疫班ハ右ノ報告書及意見書提出ト共ニ其ノ任務ヲ終了シ解散ス
ルモノナリ

第二ニ右防疫班提出ノ報告書及意見書ヲ基礎トシ我方援助ノ下ニ現
地當該當局ニ於テ恒久的防疫施設ノ立案ヲ爲シ之ヲ當該政權行政事
務ノ一部トシテ又ハ日支共同又ハ日本側ノ事業トシテ之ヲ實行スル
モノトス之ハ前記調査班トハ別箇ノ現地行政機關及日支共同又ハ日
本側ノ恒久的機關ノ事業トシテ行フモノトス

北支防疫事業トシテハ右ノ如ク二段ニ分テテ之ヲ實行スルヲ要ス差
當リノ事業トシテハ第一ノ對支防疫班ノ北支派遣ナリ右對支防疫班
ニ關シテハ項ヲ新ニシテ之ヲ述フヘシ

臨時防疫研究所設置費豫算書

科目	金額	内訳
臨時防疫研究所 俸給諸給	一三〇〇〇〇	所長 一人 本俸一人年額 主任 五人 在勤手当一人年額
事務費	二五九五〇〇	助手 一人 事務長 一人 事務員 一人
通信運搬費	一〇〇〇〇〇	
備品費	一〇〇〇〇〇	
合計	一三〇〇〇〇	

科目	金額	内訳
消耗品費	五〇〇〇〇	
旅費	四〇〇〇〇	常備十五人一人月一〇〇圓二十人月五〇圓
備人料費	四〇〇〇〇	臨時備人及人夫年一〇〇圓
雜物借料費	一九五〇〇	
建築費	三〇〇〇〇	
事業費	四〇〇〇〇	
藥品費	一〇〇〇〇	
資料及雜品費	一五〇〇〇	材料及雜品(飼料ヲ含ム)
防疫班	一六〇〇〇	四班、一班 検査用具 診療藥品 防疫材料 (雜費ヲ含ム)
合計	一三〇〇〇〇	

H-0250

0316

豫
防
劑
製
造
費
計

一	二
〇	〇
〇	〇
〇	〇
〇	〇
〇	〇
〇	〇
〇	〇
〇	〇
〇	〇
〇	〇

H-0250

0317

發信用		執務用	
主信	/		/
附屬	甲		
	乙		
	丙		
	丁		
備考	62		

18.7.7

第二課長

昭和三十二年六月廿八日發送済

昭和三十二年六月廿八日

公文書	主信	受取人	名件	公文書	外務省
	文化行政課第一課長	臨時対疫事業部	同仁會臨時対疫事業部職員ニ對シテ特別賞文給付	昭和三十二年六月廿八日發送済	
	第一課長	宮川米次	同仁會臨時対疫事業部職員ニ對シテ特別賞文給付	昭和三十二年六月廿八日發送済	
	正校(原稿)	蜂谷部長	同仁會臨時対疫事業部職員ニ對シテ特別賞文給付	昭和三十二年六月廿八日發送済	

特別賞與スル様級分ニ付右御了知相成致シ

ノ上可成致シ

7 田邊專務理事外ニ十四名ニ對シ御来示ノ通

要再回

62

13.7.17

川口副領事

川口副領事

後

第二課長

文化 8.6.23

人秘第二一號

文化事業部 長 班

第一課 二 班

小林

昭和十三年六月廿參日接受
法財同人 同 仁 會

昭和十三年六月十五日

臨時對支防疫事業部

代表者 宮 川 米 次

外務大臣 宇 垣 一 成 殿

同會 長

臨時特別賞支給ノ件申請

昭和十三年三月臨時對支防疫事業開始以來強力ナル防疫部ヲ編成シ
テ北支並中支ニ派遣シ夫々現地ノ防疫ニ從事セシメ居候處右實施ニ
當リテハ財團法人同仁會本部各職員ハ孰レモ晝夜兼行献身の努力ヲ
傾注シテ本事業ニ盡瘁シ勤勞顯著ナルニ依リ左記田邊事務理事外
二十四名ニ對シ臨時特別賞與支給致度候間御承認相成度此段御願申候

H-0250

0319

金壹八円 金 備員雜費英雄
計壹七六〇円

東京醫院

金壹卷七円 醫院長 金子義晃

計 卷七円

合計 卷八七七円

財團 同人會
法人

昭和十三年四月十日

文化事業部長

[Handwritten signature]

第一課長 *[Handwritten signature]*

第二課長 *[Handwritten signature]*

[Circular stamp]

[Circular stamp]

[Circular stamp]

昭和十二年臨時對支防疫事業部繰越金ニ
關スル件

本件ニ關シ別紙ノ通臨時對支防疫事業部代表者田邊文四郎ヨリ昭和
十二年度殘額金七萬壹千百六拾八圓參拾壹錢昭和十三年度ニ繰越使
用方申請有之タルニ付承認スルコトト致度

外務省

13. 8

H-0250

0777



文化事業部

第二課

昭和十三年三月三十一日

文代ニ

同仁計第三〇號

昭和十三年三月三十一日

臨時對支防疫事業部

代表者 田邊文四郎



外務省文化事業部長

蜂谷輝雄殿

年度繰越金ニ關スル申請

昭和十三年三月三十日附指令第一八號ヲ以テ御指令相成候支那各方面ニ於ケル防疫事業實施助成金ニ對シテハ戰局進展ノ關係上昭和十二年度ニ於テ實行困難ナルノミナラス現地ノ情勢ニ應シ計畫等ノ變更ヲ要スルモノアルヲ以テ左記ノ通年度繰越使用ノ義御承認被下度此段申請候也

記

一 助成金受入總額

金拾萬圓也

同仁會

62

一 支拂總額

金貳萬八千八百參拾壹圓六拾九錢也

一 繰越使用致度額

金七萬壹千壹百六拾八圓參拾壹錢也

(以上)

同仁會

H-0250

